

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示		ページ
○特定調達契約に係る落札者等の公示	… … … … …	1
○道営土地改良事業変更計画の決定	… … … … …	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	… … … … …	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	… … … … …	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	… … … … …	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	… … … … …	2
○土砂災害警戒区域の指定	… … … … …	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	… … … … …	4
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告	… … … … …	6

告 示

北海道告示第358号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務（1月当たりの単価）及び数量
農業用トラクターの賃貸借 10台 一式
- 2 落札を決定した日
平成29年5月2日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 東京センチュリー株式会社
 - (2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額
2,647,296円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成29年4月21日付け北海道告示第290号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道農政部生産振興局技術普及課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（継立南部地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成29年6月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第360号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 旭川市西神楽3線33号1の183地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1の183・1の386・1の732・1の733（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、西神楽4線33号1の184地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1の818・西神楽2線33号34号1の382・西神楽3線33号34号1の382（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第361号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 北斗市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 恵庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係市役所及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第362号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 網走郡大空町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第363号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 留萌郡小平町・中川郡豊頃町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 二海郡八雲町・夕張郡栗山町・中川郡本別町（国有林。以上3町について次の図に示す部分に限る。）、留萌市・北見市・栗山町・留萌郡小平町・河東郡鹿追町・上川郡新得町・上川郡清水町・本別町（以上2市6町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
八雲町・栗山町・本別町（国有林。以上3町について次の図に示す部分に限る。）、留萌市・北見市・栗山町・小平町・鹿追町・新得町・清水町・本別町（以上2市6町について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 留萌郡小平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌市・北見市・栗山町・上川郡清水町・小平町（以上2市3町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
小平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小平町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡雄武町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走郡美幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北檜山太櫓（Ⅰ-2-517-1609）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太櫓（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
太櫓中央川（Ⅰ-26-0380）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太櫓（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山本の沢（Ⅱ-26-0270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区貝取澗（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
瀬棚三本杉2（Ⅰ-2-578-1616）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区三本杉、西大里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山太槽1（I-2-568-1606）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太槽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山太槽3-1（I-2-569-1607）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太槽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山太槽3-2（I-2-570-1608）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太槽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
野口の沢（II-26-0390）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太槽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
水道の沢川（II-26-0400）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太槽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
片石の沢（II-26-0410）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太槽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鍋川（I-26-0420）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太槽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成貝取澗4（I-2-545-1583）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区貝取澗（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成貝取澗 8 (I-2-546-1584)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区貝取澗 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成貝取澗 9 (I-2-547-1585)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区貝取澗 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成貝取澗 10 (I-2-548-1586)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区貝取澗 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成貝取澗 5 (II-2-350-1133)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区貝取澗 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成貝取澗 6 (II-2-351-1134)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 久遠郡せたな町大成区貝取澗 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成貝取澗 7 (II-2-352-1135)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区貝取澗 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
瀬棚本町 2 (I-2-576-1614)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区本町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
瀬棚三本杉 1 (I-2-577-1615)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区三本杉、西大里 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
瀬棚三本杉 3 (I-2-579-1617)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区三本杉 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年6月2日

北海道後志総合振興局長 勝 木 雅 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪トラック（10t級及び7t級） 3台（交換契約により除雪トラック（10t級）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック3台を契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成30年3月23日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入（製造）実績があることを次により証明した者であること。

納入（製造）実績の証明は、過去5年間の実績を、納入機種、規格、納入台数、納入年度及び納入先について記載し、契約書の写し又は納品書等の写しを添付すること。

また、同等の類似品については、類似品と判断できる資料（仕様書、パンフレット、図面、写真等）を添付すること。

- (6) 当該調達物品に関する迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている

ことを次により証明した者であること。

納入される当該調達物品について、後志総合振興局管内に1箇所以上のサービス工場又は協力工場が確保されていることを証明できる資料（メンテナンス体制説明資料、契約書等）を添付すること。

- (7) 納入地区において、当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給があり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年6月2日（金）から同月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成29年7月14日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月13日（木）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局小樽建設管理部のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>）からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

(3) 電 話 番 号 0134-25-2143

11 Summary

A Nature and quantity of products to be procured :

Snow Remover Truck (10 tons class) Quantity 2

Snow Remover Truck (7 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 14, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than July 13, 2017)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan

Phone : 0134-25-2143